

水素モビリティの普及促進に向けた調査・検討業務委託 業務仕様書

1 目的

四日市コンビナートカーボンニュートラル化推進委員会では、2050年のカーボンニュートラル化に向けて、令和5年3月に将来ビジョン（グランドデザイン）を策定し、水素・アンモニア供給拠点化、次世代水素モビリティの展開などを進めていくこととしています。三重県では、令和5年度から水素ステーションの整備支援を開始するとともに、令和7年度には、「水素モビリティ普及促進WG」等を設置し、関係事業者等と協議を進めているところです。

物流の脱炭素化に向けた次世代水素モビリティとして燃料電池商用車（FCトラック等）の活用が期待されていますが、現時点では水素ステーションの立地が限定的であることなどから、運送事業者、荷主事業者、水素ステーションの立地等を踏まえたモデルスキームを構築し、県内企業への横展開を図っていく必要があります。また、本格的な普及に向けては、水素ステーションに係るコストの低減化が求められていることから、副生水素等が発生する四日市コンビナートの特性を踏まえた、水素ステーションのコスト低減化検討を進める必要があります。

これらの状況を踏まえ、本事業では、FCトラックを対象にしたモデルスキームの構築及び四日市コンビナートの特性を生かした水素ステーションの低コスト化検討を進めることで、将来的な水素モビリティの普及を促進させます。

2 業務内容

水素モビリティの普及促進に向けた調査・検討業務委託

3 履行期間

契約日から令和9年2月26日（金）

4 業務概要

（1）業務内容

受託者は、水素モビリティの普及促進のための調査・検討業務として、下記（ア）及び（イ）の業務を実施すること。なお、事業の実施内容については、県と協議しながら決定すること。

（ア）既存水素ステーションを活用した効率的な水素供給検討

県内でのFCトラックの導入に向けて、以下の点に留意のうえ、モデルスキームを検討すること。

- ・県内の運送事業者を想定したスキームとすること。
- ・既存水素ステーションの営業時間や水素充填時間、荷下ろし時間等を考慮したルートを検討すること。
- ・県内の既存水素ステーションを起点とし、①効率的な水素供給が可能な県内を周遊する走行ルート、②県外の水素ステーションの活用も想定した効率的な水素供給が可能な走行ルートを複数検討したうえで、①②のそれぞれで有望なモデルスキームを選定すること。
- ・各モデルスキームにおけるCO₂削減効果、コスト、経済波及効果など踏まえた効果や課題を整理すること。

(イ) 副生水素等を活用した水素ステーションの低コスト化検討

四日市コンビナート内で発生する副生水素等を活用した水素ステーションの低コスト化に向けた検討を、以下の点に留意のうえ、実施すること。

- ・コンビナート内に水素ステーションを整備する場合に考慮すべき法規制等を整理すること。また、規制緩和等が必要な場合は、今後検討が必要な項目等を整理すること。
- ・副生水素等を活用した水素ステーションの建設費や運営コストについて、①大型FCトラックが利用する場合、②小型FCトラックが利用する場合のそれぞれで試算を行うとともに、一般的な水素ステーションにかかるコスト（建設費、運営費用等）と比較すること。
- ・上記の検討結果等を踏まえ、四日市コンビナート内に水素ステーションを設置する場合の有望エリアを検討すること。その際、コンビナート内の既存設備や周辺の交通インフラ等も考慮すること。

(2) 委託業務報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務報告書を県に提出するものとする。

① 提出方法

委託業務報告書は、(1) 業務内容を(ア)と(イ)に分けて作成し、それぞれ電子データ(Word、PDF等)及び紙(A4カラー)を10部提出するものとする。

② 提出期限

提出期限は、履行期限である令和9年2月26日(金)までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による

不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 源寄、中村